

国民健康保険が使える施術と使えない施術

整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージのかかり方



問い合わせ 国保課給付係（市庁舎1階、☎65・4138）

柔道整復師の施術を受けられる整骨院・接骨院や、はり・きゅう、マッサージは、一定の条件を満たす場合は、病院の受診と同様に健康保険が適用されます。健康保険が使える範囲について、以下のとおり具体的に説明します。

① 整骨院・接骨院

保険適用となるもの

▶ 次のような負傷やけがで、急性な場合

- ・ねんざ（くじく、ひねる）
- ・打撲（打ち身）
- ・挫傷（肉離れなど）
- ・骨折・脱臼（応急手当を除き医師の同意が必要）
- ・骨・筋肉・関節の痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき



保険適用とならないもの

▶ 次のような慢性的な症状や疲労が要因の場合

- ・肩こり
- ・脳疾患の後遺症
- ・症状の改善がみられない長期の施術

▶ 病院や診療所で、同じけがを治療する場合

▶ 仕事、通勤途中のけがで、労災保険が適用となる場合



施術を受ける時の注意事項

▶ 負傷原因をはっきり伝えましょう

いつ、どこで、何をして、どんな症状があるのかを、正確に伝えて、健康保険が使えるのかを相談しましょう。

② はり・きゅう、マッサージ

保険適用となるもの

▶ 次の病気や症状で、医師が必要と認める場合
（施術の前に医師の同意書または診断書を提出）

〈はり・きゅう〉

- ・リウマチ
- ・五十肩
- ・神経痛
- ・腰痛症
- ・頰腕症候群
- ・頸椎ねんざ後遺症

〈マッサージ〉

- ・筋肉がまひして自由に動かせない症状（筋まひなど）
- ・関節が硬くて動きが悪い症状（関節拘縮など）
- ※マッサージは傷病名ではなく症状に対する施術となります。

保険適用とならないもの

▶ 医師の同意がない場合

▶ 病院や診療所で同じ疾患を治療中の場合

▶ 疲労回復や癒しを目的とする場合



施術を受ける時の注意事項

▶ 医師の同意書または診断書をもらいましょう

施術の前に医療機関を受診し、医師の同意書または診断書をもらい、施術所に提出してください。

● 「療養費支給申請書」は患者本人が署名を

整骨院などで施術を受けた際に署名を求められる「療養費支給申請書」は、患者が柔道整復師などに委任をして、治療費を保険者に請求し、支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に記入する際は、傷病名、日数、金額をよく確認し、原則患者本人が自筆で署名をしてください。

手首の負傷などにより自筆できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は母印（整骨院・接骨院）、押印（はり・きゅう、マッサージ）が必要です。

白紙の用紙に署名をしたり、印鑑を渡したりするのは、誤った請求につながる恐れがありますので注意してください。

● 施術が長期にわたる場合は、医師の診察を受けましょう

長期の施術を受けても改善がみられない場合には、内科的要因も考えられるので、医師の診察を受けましょう。



● 受診内容などの照会にご協力ください

市では、整骨院・接骨院、はり・きゅうなどにかかる「療養費支給申請書」の内容点検と施術内容の照会を行っています。

適正な医療費を支払う上で調査が必要と判断したときには、文書で負傷原因や治療日数・内容などを確認する場合があります。照会の文書が届いたら、回答にご協力をお願いします。

※皆さんからの回答結果は、この目的以外に利用することはありません。

治療記録・領収書は必ず保管してください

整骨院・接骨院などで治療したときは、負傷部位、施術内容、施術年月日を記録して、領収書を保管してください。

● 領収書は控除を受ける際にも使えます

領収書と市が定期的に送付する医療費通知の金額などに相違があった場合は、国保課へ連絡してください。なお、領収書は、医療費控除を受ける際にも必要となります。

